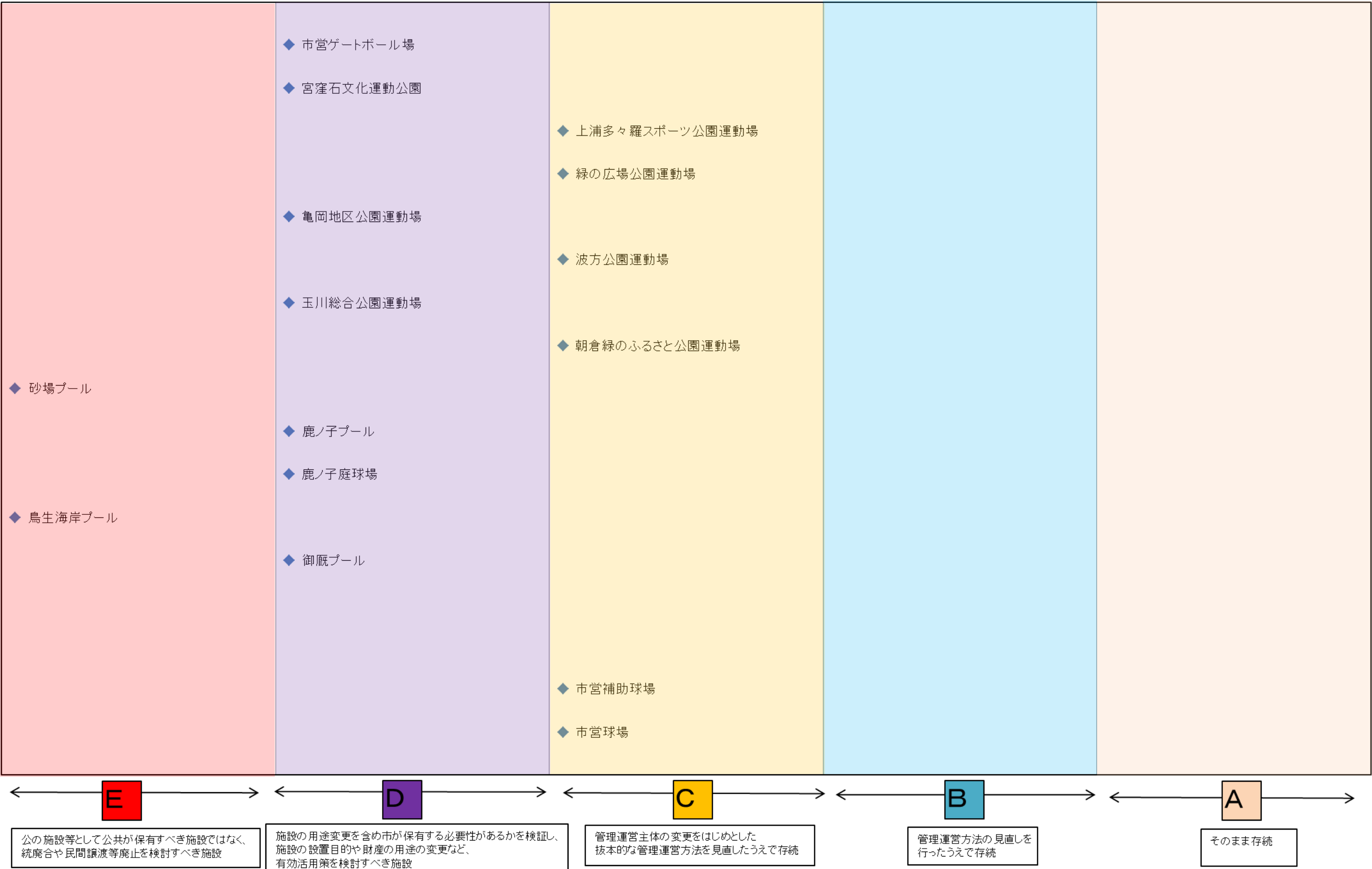


公の施設等評価及びあり方方針（グループ別）【レクリエーション・スポーツ施設】 47運動場等



【47 運動場等】

評価の概要

『運動場等』は、地域住民のスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、各自が自主的にその適正及び健康状態に応じてスポーツをすることができ、地域住民の健康増進へ寄与することを目的とした、今治市営運動場条例において設置された施設です。

「今治市スポーツ施設整備計画」を策定しており、この計画に沿った施設整備を行っています。

プールについては、維持管理コストが多くかかるため、廃止、統廃合の検討が必要となります。特に、「鳥生海岸プール」及び「砂場プール」については、現在の利用実態、維持管理経費等を考慮し、廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。